

特 記 仕 様 書

特 記 事 項
1. 工程について
<ul style="list-style-type: none"> ・受注者は、契約後速やかに週休二日工事の内容として通期もしくは月単位のどちらで実施するのか協議するとともに必要工期について受発注者間で確認を行うこと。 ・工事ヤードとして上香力公園の占用を計画している。11月頃から上香力公園のトイレ改修工事を予定しているため、上香力公園を占用しての作業は10月末までに完了させること。
2. 安全対策関係について
<ul style="list-style-type: none"> ・工事関係者以外が現場内に立ち入らないように安全対策を講じること。 ・工事標示板の発注者は「下松市土木課 電話：0833-45-1852」とする。 ・本横断歩道橋付近で市道中央線の歩道改良工事（1車線規制有）を予定しているため、必要に応じて安全施設の配置を見直すこと。
3. 関係機関との調整
<ul style="list-style-type: none"> ・足場架設前に架空線に防護管を装着する必要があるため、着手前に架空線所管会社と立会い協議すること。 ・足場架設に伴い、道路に車両の高さ制限及び車線規制を設ける必要があるため着手前に所轄警察署と協議すること。
4. 有害物質を含む塗膜及び塗膜付着物の扱いについて
<ul style="list-style-type: none"> ・本横断歩道橋の塗膜には、PCB、鉛が含有されている。含有状態は以下のとおりである。
PCB : 0.86mg/kg
鉛 : 4.4%
<ul style="list-style-type: none"> ・足場等は原則任意仮設とするが、塗膜の飛散等第三者被害防止及び作業者の保護具の着用など適切な対策をとること。 ・塗膜くず、塗膜付着物の処分については運搬・処分許可業者と市が別途契約し実施する（本工事に含まない）。塗膜付着物は低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドラインに従い、密閉容器に保管し第三者が開封できないよう対策する等適切に対応すること。
5. その他
<ul style="list-style-type: none"> ・塗替塗装の色については協議の上決定するため、材料発注前に発注者と協議すること。協議の際には、色見本等の参考資料を提示すること。 ・工事に関する協議及び指示は、それぞれ工事打合せ簿をもって行う。なお、打合せ簿による

やり取りを交わしていないものについては変更設計の対象としない。

- ・材料は設計書に明記してある仕様と、同等以上とする。
- ・撤去する構造物は、必ず展開図、計算書を提出すること。
- ・最終変更に必要な出来形数量表等は、契約工期末の14日前までに必ず提出すること。
- ・産業廃棄物の処分単価決定にあたり、単位換算が必要な場合は次のとおりとする。

Con 殻（無筋） : 2.35t/m³

As 殻（細粒） : 2.15t/m³